

江東エコライフ協議会区民委員公募要領

令和8年1月21日
7江環温第1592号

1 目的

江東エコライフ協議会設置要綱に基づき設置する「江東エコライフ協議会」を構成する区民委員の公募にあたり、必要な事項を定める。

2 応募資格

当該開始年の4月1日現在、年齢18歳以上で、引き続き3か月以上区内に居住する方

3 募集期間

概ね2、3週間程度とする。

4 応募方法

(1)提出書類

応募者の写真を貼付し（画像データの貼付でも可）、下記事項を記入した、温暖化対策課環境調整係窓口及び区ホームページで配布する指定の応募用紙

- ア 必要事項（氏名、年齢、住所、電話番号、職業）
- イ 関心のある環境分野
- ウ 応募の動機
- エ これまでの、環境や行政に関する取組（該当がある場合）
- オ 資格・免許（該当がある場合）
- カ 関心のある環境分野についての意見や考えと、ある場合は取り組んだ活動

※生成AIによる作成不可

ただし、メールによる提出の場合で、応募用紙に写真を貼付できない場合は、別途写真データを提出する。

(2)提出方法

- ア 窓口に持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出する。
- イ 提出された書類は返却しない。

5 選考及び結果通知

- (1)提出された書類につき審査を行い、委員を選考する。
- (2)応募者全員へ選考結果を通知する。

6 委員の職務

年3回程度、会議（原則、平日の日中）に出席し、区民の視点から地球温暖化に対する具体的行動等を協議する。

7 委員の任期

当該開始年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とす

る。

8 謝礼金

会議の出席毎に、区が定める額の謝礼金（7,000円）を支払う。